

別紙 1

わた SHIGA 輝く国スポ守山市開催競技会場等設計業務委託仕様書

1 業務の名称

わた SHIGA 輝く国スポ守山市開催競技会場等設計業務

2 業務の趣旨

本事業は、第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」本大会および競技別リハーサル大会の守山市開催競技を安全・確実かつ円滑に実施するため、既存施設を有効活用した競技会場のレイアウトや必要最小限の仮設物の設置、その他物品等の設営や保守管理、撤去等を適切に実施できるよう計画的かつ効率的に設営設計することを目的とする。

3 本市開催競技名および競技会場等

別表 1 「わた SHIGA 輝く国スポ守山市開催競技会場等一覧」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日(金)までとする。

5 業務内容

本大会およびリハーサル大会の会場設計業務に関し、別表 2 「成果物一覧（業務内容・成果品および提出期限）」ならびに別紙 5 「要検討事項」を参考に以下のとおり行う。各計画作成に当たっては、SDG s の観点、雨天・荒天時の対応を含めること。なお、必要に応じ会場周辺の図面等も含めること。

また、競技会場の整備にあたり、特定の業者しか対応できない仮設物、備品および物品を使用しないようにし、一般的かつ同等品において対応可能なものにする。

(1) 競技会場等の現地調査

競技会場等の現地調査を実施し、会場利用時の留意点、備品(机、椅子、音響機材等)の現有数および使用料、会場内の設備、使用可能諸室、駐車場等の情報を取りまとめ、報告書を作成すること。

(2) 会場配置計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局（以下「市実行委員会事務局」という）との協議により、全体図、設計配置図、駐車場配置図、表彰式配置図、おもてなしエリア、会場周辺図をそれぞれ作成すること。なお、会場周辺図においては、周辺の施設等も表示し、会場への交通動線も配慮した内容とすること。また、警備や避難等も考慮した効率的な計画とすること。なお、図面等の作成においては、「5 (1)」で記した現地調査等を実施した上で作成すること。

(3) 仮設物設計計画

市実行委員会事務局との協議により仮設物(テント、プレハブ、仮設トイレ、仮設スタンド、電気・放送・通信・給排水等の追加設備等)の仕様および設計図面等ならびに仮設物に係る業務工程表を作成するとともに、仮設物の設営撤去等に係る諸費用の一覧を算定し、別表にまとめること。なお、計画立案に当たっては、適宜、計画内容での設営の可否を関係機関に確認すること。

なお、河川等占用および各競技会開催に関し必要な許可申請書、協議書等の案を作成すること(撤去計画を含む)。また、必要な許可申請書等については、市実行委員会事務局と協議の上、決定すること。

(4) 諸施設配置計画

諸施設、諸室の仕様およびレイアウト計画を策定し、それに伴う必要な備品等の数量および単価(税別)を算定し、別表にまとめること。なお、借用物については、借用に係る関連費用の概算金額も算定すること。

(5) 動線・ゾーニング計画

選手や監督、競技役員、ならびに観覧者(車いす利用者を含む)等について、会場内外の動線およびゾーニングを計画の上色分けして作成し、動線およびゾーニングに必要な備品の数量および単価(税別)を算定し、別表にまとめること。特に、選手と観覧者ができる限り接触しないように配慮すること。また、行幸啓等の対応策も併せて付記すること。

(6) サイン計画

看板等のデザイン案および仕様を作成し、看板等の配置計画を各配置図に記載すること。また、看板等の制作に係る概算費用を算定し別表にまとめること。

(7) 会場設営・撤去費の積算

仮設物、諸施設、ゾーニングおよびサイン等の設営撤去に係る全ての積算書を作成すること。なお、積算に関する資料(各会場の見積書、単価根拠等)を含むものとする。

(8) 業務指示書

上記(2)～(7)の内容を取りまとめた業務指示書を作成すること。

(9) その他

必要に応じて大会運営上、必要と思われる図表および積算書等を提出するとともに、市実行委員会事務局に対し、業務上必要なアドバイスを行うこと。また、会場整備に関する今後の準備スケジュール、大会時の設営スケジュールを作成すること。

6 成果品一覧および提出期限等

別表2「成果品一覧(業務内容・成果品および提出期限)」を参照し作成すること。

※ 成果品に建築確認申請等関係法令による許認可申請等に必要な設計図書一式を含むこと。

※ 競技会場ごとに成果品を編綴すること。

7 提出先等

(1) 提出先

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局

(守山市 総合政策部 スポーツ振興課)担当 羽田野・田中

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話：077-582-1169(直通) FAX：077-582-0539

E-mail：kokusupo@city.moriyama.lg.jp

(2) 提出物

ア 電子データ(CD-ROMまたはDVD-ROM) 競技ごとに2セット

イ 印刷物(A4冊子、ただし図面はA3フルカラー折) 競技ごとに3セット

ウ 市実行委員会事務局および関係機関等との打合せ記録簿 競技ごとに1部

エ 業務に係る写真一式

※電子データの提出は以下によること。

オ Windows 形式(PDF 等)で表示可能とする。

カ 文章については、ワープロソフト(Microsoft 社 Word シリーズ)、計算書等については、表計算ソフト(Microsoft 社 Excel シリーズ)で編集可能な形式とすること。また、CAD データ等については、フリーCAD ソフト(Jw_cad)等により編集可能な形式とすること。

キ 格納媒体は CD-ROM および DVD-RW を基本とする。また、収納ケース、CD-RW および DVD-RW 等に、業務名等を付記すること。

8 業務工程表等の作成および進捗状況の報告

受託者は、作業着手前までに次の書類を作成し、市実行委員会事務局に提出すること。また、業務の進捗状況を毎月末までに文書データにて市実行委員会事務局に報告するとともに、変更等が発生した場合は、速やかに報告すること。

(1) 業務工程表(ガントチャート形式) 競技ごとに1部

(2) 業務責任者および競技別担当者連絡先一覧 1部

9 資料提供

市実行委員会事務局は受託者に対し、本業務を遂行するにあたり必要な資料を可能な範囲で準備し提供を行う。また、提供された資料については、目的外使用を禁止する。なお、本業務の終了後、速やかに市実行委員会に返却するものとする。

10 業務にあたっての留意事項

(1) 本業務は、市実行委員会事務局や競技団体、施設管理者等との密接な協議に基づき遂行すること。協議には、レイアウトなどの検討図面を準備し臨むこと。また、打合せ記録簿を作成し、市実行委員会事務局と相互に協議すること。なお、協議・打合せに係る交通費等の経費は受託者の負担とする。

- (2) 計画の立案にあたっては、関係法令により必要となる許可申請等について関係機関および施設管理者等と事前に協議を行い、以降の業務がスムーズに実施できる環境を整えること。
- (3) 設計に当たっては現地調査を行い、施設および会場周辺環境の現状、競技会の安全確保、確実かつ円滑な運営および合理的で無駄のない施設の運用を心がけること。
- (4) 計画立案にあたっては、関係法令により必要となる許認可申請等について、関係諸官庁等と事前に協議を行い、別途市実行委員会事務局が行う建築確認申請および消防計画申請等において、許可等が得られる計画および設計図書等を作成すること。
- (5) それぞれの計画については、ユニバーサルデザインを基本とし、競技会の円滑な運営と観覧者の安全で快適な観戦を必要最小限の設備により実施できるようにすること。
- (6) 図面等の修正提出時には、前回からの修正箇所がわかるような表記方法とすること。
- (7) 業務の遂行にあたっては、各競技担当者や競技団体等との協議および市実行委員会事務局事務局への進捗状況の報告を迅速かつ正確に行える体制を整備すること。

11 その他

(1) 機密保護・個人情報保護・情報セキュリティ管理

受託者は、本受託業務に関して直接又は間接に知り得た一切の情報は本業務以外に使用し、または、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとること。また、業務終了後も同様とする。

受託者は、本受託業務に関して許可を得て複写(データ、文書)したときは、文書・支給品等の管理を行い、本受託業務の終了後、速やかに複写した内容を消去すること。

(2) 権利の帰属

本調達作業によって、新たに作成された成果物の著作権については、本市と受託者両者の共有物とする。ただし、本市や受託者が従前から有していた成果物の著作権はそれぞれに帰属する。

この場合、当該成果物についての使用权は、本市のシステム利用において必要な範囲で許諾されること。

(3) 再委託

受託者は、担当業務の全部、または主要部分を第三者に委託(再委託)することを禁止する。ただし、担当業務の一部を委託する場合、明確な再委託部分(内容)、再委託先、再委託理由、管理体制を文書で提出し、本市が認める場合はこの限りではない。

第三者に委託する場合、その最終的な責任は受託者が負うこと。

(4) 契約不適合責任期間等

本調達の最終検収後、3年以内の期間において、本業務の成果物に関して、システムの安定稼働に関わる不適合の疑いが生じ、本市が必要と認めた場合、受託者は速やかに不適合の疑いについて調査し回答すること。

調査の結果、本業務の成果物に関しての契約不適合が認められた場合、受託者の責任と負担において速やかに改修すること。

(5) 法令の遵守

関係法令・条例・規則および本市情報セキュリティポリシーを順守すること。

(6) その他

業務を進めるうえで本仕様書に記載のない事項については、本市と受託者とが協議のうえその都度決定するものとする。